

厚生・産業常任委員会資料
平成 26 年(2014 年) 3 月 12 日
商工観光労働部労働雇用政策課

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の平成 25 年度補正予算により、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業の実施期間が延長されるとともに、地域人づくり事業が新たに追加されることに伴い、平成 27 年度（住まい対策拡充等支援事業にあっては、平成 27 年 12 月 31 日まで）においても基金事業を引き続き実施することができるようになるとともに、基金の設置目的を改めるため、滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を改めることとします。（題名関係）
- (2) 基金の設置目的に若者、女性等の雇用の機会の創出および在職者の処遇の改善を図る事業を実施することを追加することとします。（第 1 条関係）
- (3) 条例の有効期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

